

# 正しい申告・確かな納税

納税は国民の義務であり、住みよい社会を実現するためにも、税金の正しい申告や確かな納税が必要です。

決められた期限までに納めなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課される場合があります。税金を納期限までに納めていただかなかった場合には、督促状を送付し、財産調査のうえ、差押えなど滞納処分を行うことになります。

これら滞納処分等に要する費用は、みなさんから納めていただいた税金によって支払われることとなり、納税者のみなさん全体の不利益となります。

税金は、みなさんの生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するための財源です。正しい申告と確かな納税で、よりよい三重県を共につくっていきましょう。

## 延滞金

県税を納期限までに納めていただかなかったときには、未納となっている本税に対し納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の率でかかります。

|                        |                     |                               |
|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 | 年 7.3% (注1)(注2)(注3) | →令和8年1月1日から令和8年12月31日まで 年2.8% |
| 納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間 | 年14.6% (注4)(注5)     | →令和8年1月1日から令和8年12月31日まで 年9.1% |

(注1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの間、各年の特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、特例基準割合(※)で算出します。

(注2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間、各年の特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、特例基準割合(※)に年1%の割合を加算した割合で算出します。

(注3) 令和3年1月1日から当分の間、各年の延滞金特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、延滞金特例基準割合(※)に年1%を加算した割合(上限7.3%)で算出します。

(注4) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間、各年の特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、特例基準割合(※)に年7.3%の割合を加算した割合で算出します。

(注5) 令和3年1月1日から当分の間、各年の延滞金特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、延滞金特例基準割合(※)に年7.3%を加算した割合で算出します。

### ※特例基準割合及び延滞金特例基準割合について

#### ○特例基準割合

- 平成12年1月1日から平成25年12月31日の間

各年の前年11月30日を経過するときの日本銀行法第15条第1項第1号の規定による商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいいます。

- 平成26年1月1日から令和2年12月31日の間

各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

#### ○延滞金特例基準割合

- 令和3年1月1日から当分の間

各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。令和8年の延滞金特例基準割合は年1.8%です。

100円未満の端数、または全額が1,000円未満の延滞金は切り捨てます。

法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税・法人の県民税で確定申告書の提出期限の延長を受けた期間内の延滞金の率は、上記※記載の特例基準割合(令和3年1月1日以降は、平均貸付割合に0.5%を加算した割合)により変わります。

## 加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物税のように申告納付(納入)する県税について、次の加算金がかかる場合があります。

|             |                                |                                     |                                                                                          |
|-------------|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 過少申告<br>加算金 | 期限内の申告税額が、<br>実際の税額より少ない<br>場合 | 後日、修正申告をしたり、増額の更正<br>を受けたとき         | 増差税額の 10%<br>(増差税額が、期限内の申告税額と50万円のいずれ<br>が多い金額を超える部分については15%)                            |
| 不申告<br>加算金  | 期限内の申告がなかつ<br>た場合              | 期限後に申告をしたり、更正・決定を<br>受けたとき          | 納める税額の 15%<br>(納める税額が50万円を超え300万円以下の部分に<br>ついては20%、300万円を超える部分については<br>30%) (注1)(注2)(注3) |
|             |                                | 県の調査による更正・決定を予知しな<br>いで、期限後に申告をしたとき | 納める税額の 5%                                                                                |
| 重加算金        | 故意に税を免れようと<br>した場合             | 期限内に申告をしている場合 (注4)                  | 増差税額の 35% (注1)(注3)                                                                       |
|             |                                | 期限後に申告をしたり、申告をしな<br>かった場合 (注4)      | 納める税額の 40% (注1)(注3)                                                                      |

(注1) 過去5年以内に同一税目で不申告加算金または重加算金を課されたことがあるときは、さらに増差税額の10%が加算されます。(平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。)

(注2) 300万円を超える部分についての加重措置は、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。

(注3) 前年度及び前々年度に不申告加算金等を徴収されたことがある又は決定すべきと認められるときに、その税目について不申告加算金又は重加算金を課される場合は、その割合に10%の加重措置がなされます。(令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。)

(注4) これらに加えて、更正請求書を提出していた場合も対象となります。(令和7年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。)

## 還付金等の還付、充当

減額や重複納付によって納めすぎとなった税金は、お返しします。

ただし、還付を受ける方に未納の税金などがあるときは、それに充当されます。

この場合、還付金等の発生理由により定められた日から還付の支出を決定した日、または充当した日までの期間に応じ、特例基準割合を用いて算出した額(100円未満の端数、または全額が1,000円未満の額は切り捨てます。)を還付または充当すべき金額に加算します。

$$\text{還付加算金} = \text{還付金額} \times \text{日数} \times \frac{\text{還付加算金特例基準割合}}{365(\text{日})}$$

※特例基準割合については、令和3年1月1日より次のとおりです。

(1) 還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とする。

(注) 上記の「還付加算金特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合(以下「平均貸付割合」という。)に年0.5%の割合を加算した割合をいう。令和8年の還付加算金特例基準割合は年1.3%です。

## 課税権の期間制限と徴収権の消滅時効

県税の課税や更正・決定が無制限に過去にさかのぼって行われたり、納め忘れた税金を相当の年数を経過して催告されたりすることがあると、納税者はいつまでも不安定な状態におかれることになります。

そこで、期間制限や消滅時効の制度が設けられています。

### (1) 課税権の期間制限

法定納期限（納期を分けているものは、第1期分の納期限。そのつど課税できる不動産取得税などは、課税できることとなった日）の翌日から、次の期間を過ぎると課税できなくなります。

| 内 容                                                         |                                                            | 課税できる期間                           |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ①新たに課税したり増額する場合(②を除く)                                       |                                                            | 3年間                               |
| ②ア 不動産取得税の課税<br>イ 申告納付、特別徴収の方法による税、加算金の更正や決定<br>ウ 税額を減額するとき |                                                            | 5年間                               |
| ③偽りや不正行為があるとき                                               |                                                            | 7年間                               |
| ④特例                                                         | 納税者から不服申立てや訴えの提起があった場合                                     | ①、②、③の期間を過ぎても裁決や判決の日から6か月間        |
|                                                             | 決定をすることができないこととなる日前3か月以内に申告書(※1)の提出があったことに伴う不申告加算金の決定をする場合 | 上記②イの期間を過ぎても申告書の提出があった日から3か月間(※2) |
|                                                             | 更正をすることができないこととなる日前6か月以内に更正請求があった場合、その更正に伴う加算金の決定をする場合     | 上記②ウの期間を過ぎても更正請求のあった日から6か月間       |
|                                                             | 住民税や事業税で国の所得税や法人税の更正・決定等があった場合                             | その処分等があった日から2年間                   |

※1 調査による更正決定を予知して提出があったものを除きます。

※2 令和2年4月1日以後に法定納期限が到来する不申告加算金について適用します。

### (2) 徴収権の消滅時効

|              |                                                                    |
|--------------|--------------------------------------------------------------------|
| 原 則          | 法定納期限の翌日又は、上表④の場合の裁決や判決、処分等があった日から5年間進行すると、税の徴収権は消滅します。            |
| 時効の完成猶予及び更新  | 督促、差押えなどの理由がある場合は、時効の完成が猶予され、その事由が終了した時から改めて5年間の時効期間が進行(時効の更新)します。 |
| 偽りや不正があるとき   | 上表③の場合は、法定納期限の翌日から最長2年間は時効は進行せず、実質的な時効は7年間になることがあります。              |
| 納税の猶予をしている期間 | 時効は、猶予されている期間内は進行せず、この期間を過ぎると残りの時効期間が進行します。                        |